

平成29年度行政監査の意見に対する措置状況

「AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について」

項目名	監査委員の意見	措置状況
1 AEDの設置状況について	<p>(1) AEDの設置検討及び設置に関する全庁的な統一方針について</p> <p>AED設置について法的義務がない中で県の多くの機関にAEDが設置されており、庁舎等別の設置割合も高い状況にあるが、周辺地域に医療機関や他のAEDが設置されている公共機関等がない県の機関にAEDが設置されていない事例が一部見受けられた。</p> <p>県の機関にAEDを設置するに当たっては、当該機関の周辺状況等も十分勘案しつつ、職員を含めた県民の命を救うために効果的、効率的かつ計画的に設置することが期待されるが、現在の県の機関におけるAEDの設置については、各部署が施設所管者としてその設置の必要性を個別に判断しており、全庁的に統一した設置方針が定められていない状況にある。</p> <p>内水面水産試験場や栗原地方ダム総合事務所など特に周辺地域に医療機関や他のAEDが設置されている公共機関がない機関にAEDを早急に設置することを検討するとともに、県の機関において効果的かつ効率的にAEDの設置を行うため、全庁的な設置基準、優先度、設置計画等を明示した統一方針を定めて、計画的な設置に努められたい。</p>	<p>AED設置に関する全庁的な統一方針として、管理等の在り方を含めて検討する。</p> <p>検討に際しては、厚生労働省の通知や他部局等の現状を踏まえるとともに、経済性・効率性・有効性を勘案する。</p>
	<p>(2) AEDの設置の一元的管理について</p> <p>県の機関におけるAEDの設置は、各部署での判断に委ねられており、全庁的なAEDの設置状況等が把握されていない状況にある。</p> <p>危急の際に県民及び職員の救命を図るための態勢を確保しておくことが重要であり、県の機関におけるAEDの設置を一元的に管理し、又は指導する組織を明確にしておき、その組織において県の機関における設置状況や使用実績等を定期的に把握するとともに、必要に応じて他の機関への移管の可能性についても検討されたい。</p>	<p>前項の統一方針の検討を通じて、庁内における一元的な管理又は指導を行う組織や、設置状況等の把握について整理する。</p>

	<p>(3) A E Dの調達方法について</p>	<p>A E Dを設置するにあたり、維持管理経費を重視して調達した機関が一部見受けられるが、購入とリースの比較検討を行わずに購入している機関が多く見受けられた。</p> <p>A E Dを設置するに当たっては、庁舎等の管理体制や予算確保の方法の現状を踏まえつつ、耐用年数内における消耗品の交換費用やメンテナンス費用等も含めた総コストを勘案した上で購入とリース契約との比較を行い、経済的かつ効率的な調達に務められたい。</p> <p>一方、A E Dを設置するにあたり、経済性を考慮し、各機関分を集約して一括購入して調達している優良な事例も見られた。</p> <p>A E Dを購入する場合には、少ない数量をそれぞれの機関が別々に調達するよりも、集約し、一括して多くの数量を調達する方が有効であると考えられることから、部局を超えて全庁的に一括購入できるよう調達方法の改善について検討されたい。</p> <p>さらに、県の機関にA E Dを一層普及するための方策の一つとして、A E Dを搭載した自動販売機の導入拡大の可否について検討されたい。</p>	<p>統一方針の検討を通じて、購入とリースの調達方法の比較検討を行う。</p> <p>一括調達については、既存機器の交換時期の相違や各機関における予算措置状況も踏まえ、スケールメリットを生み出せる調達方法について検討する。</p> <p>なお、自動販売機設置手続き事務取扱要領において、A E Dを仕様を含める場合の貸付期間を定めている。自動販売機設置手続き事務取扱要領については、今後、県の施策等を踏まえ、必要に応じて改正の検討を行う。</p>
<p>2 A E Dの管理状況について</p>	<p>(1) 設置場所について</p>	<p>緊急発生時に傷病者に対して迅速に使用できる場所を選定してA E Dが設置されている機関が多い状況であり、設置場所は概ね適正で大きな問題は認められなかったが、東日本大震災で被災した本県での経験を踏まえ、建物の上部階にA E Dを設置するなど災害時にもA E Dを活用することを想定したA E Dの複数設置や設置場所の選定に配慮されたい。特に、多くの職員が勤務し、来庁者の多い行政庁舎には、現在1階に1台しか設置されていないので、例えば5階、10階、18階等の複数階に設置することを検討されたい。</p>	<p>行政庁舎には現在設置している1階に加え平成30年度中に2階から18階までの偶数階に1台ずつ設置する予定である。なお、合同庁舎についても平成30年度中に仙台合同庁舎には3台、外6合同庁舎には各2台を設置する予定である。</p>

<p>(2) 設置場所の表示について</p>	<p>設置場所の表示については、多くの機関で表示板等が設置されており、AEDの設置場所が認識できるように整備されているが、表示が全くない機関も一部に見受けられた。</p> <p>緊急時に職員及び施設利用者等が正確なAEDの設置場所をすぐに認識できるようにするため、位置を示す表示板の掲示、施設案内図へのAED配置図の表示やエレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等を徹底するなど設置場所の明確な表示に万全を期されたい。</p>	<p>行政庁舎及び各合同庁舎については、平成30年度中の増設に合わせて設置場所の明確な表示を行っていく。</p>
<p>(3) 日常点検について</p>	<p>点検担当者は、多くの機関において配置されているが、一部に配置されていない機関も見受けられた。</p> <p>設置したAEDの日常点検を実施する者として点検担当者を配置することが求められていることから、点検担当者の適切な配置に努められたい。</p> <p>また、日常点検については、多くの機関で実施されているものの、実施されていない機関も一部見受けられ、日常点検を実施している機関でも、毎日実施している機関は3割程度に留まっている状況にある。</p> <p>使用の必要が生じた際にAEDが的確に活用できるよう、点検を毎日実施するよう日常点検の実施に万全を期されたい。</p> <p>点検マニュアルの整備については、半数以上の機関で整備されていない状況であった。</p> <p>適正な点検を実施するために必要な点検マニュアルの整備に努められたい。</p> <p>点検記録簿の整備に関しては、6割を超える機関において整備されていない状況であった。</p> <p>点検を実施したことを記録しておくことは、AEDがいつでも活用できるよう確認し管理する上で必要であることから、点検記録簿の整備促進に努められたい。</p>	<p>日常点検については、厚生労働省の通知や製造販売業者が推奨する方法を参考に、点検担当者、点検頻度、点検マニュアル及び点検記録簿の在り方を検討し、全庁的な統一方針において実施を促す。</p>

<p>(4) 消耗品の管理について</p>	<p>バッテリーや電極パッドの使用期限については、全ての設置機関で把握しており、期限を超過したのも見られなかったが、一部の機関において、バッテリーや電極パッド等の交換時期等を記載した表示ラベルがAED本体や収納ケース等に取り付けられていない事例が見受けられた。</p> <p>表示ラベルの記載を基に、バッテリーや電極パッド等の交換時期等を日頃から把握し、交換を適切に行うよう、消耗品の更新・交換等の適切な管理に万全を期されたい。</p>	<p>前項の検討に合わせ、消耗品の交換時期の表示等を日常的に確認するとともに、適切に更新・交換等を行うよう促す。</p>
<p>(5) AEDの操作方法の習得について</p>	<p>AEDを設置している県の機関において、危急の際にAEDを有効に使用するためには、職員が的確に当該AEDを操作できるよう職員の育成や職員配置等の体制整備が重要である。</p> <p>多くの設置機関において、AEDの操作に関する講習や研修への参加を奨励しており、主体的に職員へのAEDの操作訓練を実施している機関もある一方で、職員のAEDの操作方法に関する講習等について受講状況を把握していない機関も一部に見受けられた。</p> <p>また、職員が、危急の事態に躊躇なく迅速かつ的確にAEDを操作できるようにするためには、職員がAEDの操作に関する講習や研修を反復かつ継続して受講することが必要不可欠であるが、職員のAED操作の講習・研修の参加状況は十分とは言えない状況である。</p> <p>県の機関に設置し、管理しているAEDを危急の際に有効に活用できるようにするため、全ての県職員が、継続的かつ定期的（2～3年間隔）にAEDの操作方法を含む救急救命法の講習や研修に参加できる機会を確保するとともに、組織として各職員の参加履歴を管理することをを行うことなどにより、職員誰でも、いつでもAEDを使用できる体制の構築と職員配置への配慮について検討されたい。</p>	<p>習得機会の増加方策を検討する。</p>

	(6) 指定管理者制度導入施設における管理及び指導について	<p>宮城県指定管理者制度導入施設において、漁港の係留施設などAEDを設置していない施設が半数程度見受けられた。</p> <p>施設の形態、施設の利用者数や周辺施設の設置状況を踏まえ、必要に応じてAEDの設置を検討し、指定管理者への指導も含めて必要な措置を図られたい。</p> <p>また、AEDの管理等について、県担当課の指導が行われていない指定管理者制度導入施設が8割以上見受けられた。</p> <p>AEDの管理等について、指定管理の協定書等で必要措置を定めておくなどAEDの適切な維持管理についても指導に努められたい。</p>	<p>多くの県民が利用する指定管理施設において、県民の命を守るための体制を整えておくことは重要であるとする。</p> <p>県の機関におけるAED設置の考え方の整合性を図り、AED未設置の指定管理施設について、必要に応じてAED設置を検討し、適切な措置を講ずるよう指導する。</p> <p>AED設置済の指定管理施設については、AEDの適切な維持管理や職員研修の実施などの必要な措置を協定書で定めるなどの対応を指導し、AEDをいつでも適切に使用できる体制の構築を図る。</p>
3 AED設置の情報提供の状況について	(1) 一般財団法人日本救急医療財団への登録について	<p>設置機関の施設内で使用することを想定している機関が多く、登録が推奨されている一般財団法人日本救急医療財団のホームページにAED設置の情報登録が行われていない機関が約半数見られた。</p> <p>AED設置の情報については、県民の生命を守るために積極的な公開が望まれることから、特段の事情がなく、設置情報を登録していない機関においては、同財団へのホームページに的確な情報を登録するよう努められたい。</p>	<p>一般財団法人日本救急医療財団ホームページへの登録に努めるよう庁内への周知を図る。</p>
	(2) 県民及び地域住民への積極的な情報提供について	<p>県のホームページで情報提供している機関が極めて少ない状況である。また、地域と密接に関係のある学校等県の機関において、地域住民等にAED設置についての情報が十分周知されていない事例が見受けられた。</p> <p>県の機関が、地域住民との交流を図り、地域にAED設置や操作方法等の情報を提供することによって、県の機関に設置したAEDが有効に活用され、地域住民の救命につながる事が大いに期待できるとともに、設置されたAEDが県の機関と地域住民や関係機関とのコミュニケーションツールの役割を担うことも期待できることから、様々な機会を捉えて、県民及び地域住民へAED設置等について積極的に情報提供するよう努められたい。</p>	<p>県民に対する県としての情報提供は、前項の一般財団法人日本救急医療財団ホームページの活用による設置場所検索方法の周知等について検討する。</p> <p>また、地域住民に対する情報提供は、設置機関の設置用途や供用時間によって活用の在り方が異なるものと考えられ、一律の扱いは難しいが、必要に応じた活用について周知を図る。</p>

